

種別	NO.	書類名称	書類等作成上の留意事項 改正前（平成28年3月10日）	書類等作成上の留意事項 改正後（平成30年10月1日）	改正の理由
契約関係書類	10	請負代金内訳書	※発注者が求める場合作成、提出する。	・受注者は、契約書第3条に規定する請負代金内訳書を作成し、契約締結後5日以内に発注者に提出する。 ・内訳書には健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示する。	建設工事標準請負契約約款の改正による(第3条第2項 法定福利費の明示)
	14	着手届	・受注者は、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始日(工期の初日)から起算して30日以内に工事に着手しなければならない。工事に着手したときは、着手した旨を発注者に届け出なければならない。	—	着手届には根拠がないため廃止
施工体制確認	19	下請負人通知書	・下請負人と契約する場合は、金額に係わらず原則として提出する。施工計画、施工体制台帳作成以前に提出する。日々単価契約の場合、金額欄には想定される工期の総額を記載。なお、変更があった場合はその都度提出。 ・契約金額変更に伴い、工事下請契約総額が3,000万円を超える場合、工期途中であっても監理技術者を配置する。	※原則として提出は不要とし、施工体制台帳提出時に「下請負人等一覧表」を提出する。 ・発注者が求めた場合には提出する。施工計画、施工体制台帳作成以前に提出する。日々単価契約の場合、金額欄には想定される工期の総額を記載。なお、変更があった場合はその都度提出。 ・契約金額変更に伴い、工事下請契約総額が4,000万円を超える場合、工期途中であっても監理技術者を配置する。	28建政技第324号工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について(通知)
	22	再生資源利用計画書	・全工事について、施工計画書に含めて提出する。	・全工事について、施工計画書に含めて提出する。 ・提出様式は次のいずれかによることとする。 ① COBRIS(建設副産物情報交換システム、通称コブリス)※を利用した様式 ② CREDAS廃止に伴い国土交通省のホームページに掲載されている「建設リサイクル報告様式」(原則CREDASを利用した様式は使用しない) ※(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する建設副産物の情報交換サービス。平成30年度は、受注者・発注者とも無料で利用可能。 [http://www.recycle.jacic.or.jp/]	CREDAS廃止に伴う当面の措置

種別	NO.	書類名称	書類等作成上の留意事項 改正前（平成28年3月10日）	書類等作成上の留意事項 改正後（平成30年10月1日）	改正の理由
	23	再生資源利用促進計画書	・全工事について、施工計画書に含めて提出する。	<ul style="list-style-type: none"> ・全工事について、施工計画書に含めて提出する。 ・提出様式は次のいずれかによることとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① COBRIS(建設副産物情報交換システム、通称コブリス)※を利用した様式 ② CREDAS廃止に伴い国土交通省のホームページに掲載されている「建設リサイクル報告様式」(原則CREDASを利用した様式は使用しない) ※(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する建設副産物の情報交換サービス。平成30年度は、受注者・発注者とも無料で利用可能。 [http://www.recycle.jacic.or.jp/] 	CREDAS廃止に伴う当面の措置
施工体制確認	24	施工体制台帳 (元請人、下請人に関する事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・下請負契約を締結したときは、「工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について」(平成15年10月8日付け15監技第185号)に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場に備え、かつ写しを監督員等に提出しなければならない。 ・施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督員等に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下請負契約を締結したときは、「工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について」(平成15年10月8日付け15監技第185号)に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場に備え、かつ写しを監督員等に提出しなければならない。 ・施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督員等に提出する。 ・下請負人等一覧表を合わせて提出する。 	28建政技第324号工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について(通知)
	45	立会依頼	・監督員等の立会が必要な場合、あらかじめ※書面または連絡で監督員等に依頼。	<ul style="list-style-type: none"> ・監督員等の立会が必要な場合、あらかじめ※書面または連絡で監督員等に依頼。 ・週間工程表等の様式による依頼でも可 	しゅん工書類簡素化
	46	段階確認関係書類 (※必要に応じて作成・提出) ・確認予定表 ・検査記録表等施工管理記録 ・写真	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者は①床掘完了時、②基礎工施工時、③型枠組立完了時、④鉄筋組立完了時、⑤特に指定された部分の施工時、及び共通仕様書の「段階確認一覧表」に示す確認時期及び特に指定された部分の施工時において、段階確認を受ける。 ・段階確認を行う構造物等の種別、細別、施工予定時期等を監督員等に報告する。報告には月間、週間工程表等確認予定表を用いることにより、NO45の立会依頼を兼ねることができる。 ・監督員から段階確認実施通知があった場合は、確認を受けなければならない。 ・監督員等の確認を受けた書面を検査時まで監督員等へ提出しなければならない。 ・監督員等は、段階確認において臨場を机上とすることができるが、受注者は、検査記録表等施工管理記録及び写真等の資料を提出し、確認を受けなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者は共通仕様書の「段階確認一覧表」に示す確認時期及び特に指定された部分の施工時において、段階確認を受ける。 ・段階確認を行う構造物等の種別、細別、施工予定時期等を監督員等に報告する。報告には月間、週間工程表等確認予定表を用いることにより、NO45の立会依頼を兼ねることができる。 ・監督員から段階確認実施通知があった場合は、確認を受けなければならない。 ・監督員等の確認を受けた書面を検査時まで監督員等へ提出しなければならない。 ・監督員等は、段階確認において臨場を机上とすることができるが、受注者は、検査記録表等施工管理記録及び写真等の資料を提出し、確認を受けなければならない。 	共通仕様書の改定による(1-1-1-24)

種別	NO.	書類名称	書類等作成上の留意事項 改正前（平成28年3月10日）	書類等作成上の留意事項 改正後（平成30年10月1日）	改正の理由
	47	休日・夜間作業届 ※現道上工事の場合	・官公庁の休日・夜間に作業を行う場合、その理由を監督員等に連絡する。 ・現道上の工事については書面により提出しなければならない。	・官公庁の休日・夜間に作業を行う場合、その理由を監督員等に連絡する。 ・現道上の工事については書面により提出しなければならない。 ・ 週間工程表など他の様式でも可	しゅん工書類簡素化
	53	工事履行報告	・履行状況を所定の様式等で報告する。	・履行状況を所定の様式等で報告する。 ・ 週間工程表など他の様式でも可	しゅん工書類簡素化
その他	69	再生資源利用実施書	・実施書の作成は指定されたシステムにより行い、電子データを納品するとともに、印刷して提出すること。 ・再生資源利用量は実際に使用された再生資材の量とする。 ・全工事について、実績を提出する。	・提出様式は次のいずれかによることとし、電子データを納品するとともに、印刷して提出すること(COBRISの場合は電子データの納品は不要)。 ① COBRIS(建設副産物情報交換システム、通称コブリス)※を利用した様式 ② CREDAS廃止に伴い国土交通省のホームページに掲載されている「建設リサイクル報告様式」 (原則CREDASを利用した様式は使用しない) ※(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する建設副産物の情報交換サービス。平成30年度は、受注者・発注者とも無料で利用可能。 [http://www.recyclejacic.or.jp/] ・再生資材利用量は実際に使用された再生資材の量とする。 ・全工事について、実績を提出する。	CREDAS廃止に伴う当面の措置
	70	再生資源利用促進実施書	・実施書の作成は指定されたシステムにより行い、電子データを納品するとともに、印刷して提出すること。 ・全工事について、実績を提出する。	・提出様式は次のいずれかによることとし、電子データを納品するとともに、印刷して提出すること(COBRISの場合は電子データの納品は不要)。 ① COBRIS(建設副産物情報交換システム、通称コブリス)※を利用した様式 ② CREDAS廃止に伴い国土交通省のホームページに掲載されている「建設リサイクル報告様式」 (原則CREDASを利用した様式は使用しない) ※(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する建設副産物の情報交換サービス。平成30年度は、受注者・発注者とも無料で利用可能。 [http://www.recyclejacic.or.jp/] ・再生資材利用量は実際に使用された再生資材の量とする。 ・全工事について、実績を提出する。	CREDAS廃止に伴う当面の措置
契約関係書類	73	完成通知書(しゅん工届)	提出先: 契約担当	提出先: 監督員等	提出先の変更
	74	引渡書	提出先: 契約担当	提出先: 監督員等	提出先の変更